○文部科学省令第四号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日　　文部科学大臣　馳　浩

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　中学校（第六十九条―第七十九条）」を「第五章　中学校（第六十九条―第七十九条の二）　義務教育学校（第七十九条の三―第七十九条の八）　中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（第七十九条の九―第七十九条の十二）」に改め、「の教育課程及び入学」を削る。

第三条及び第七条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第十四条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第二十六条第三項中「除く。）」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三十条第一項第三号イ中「又は中学校（併設型中学校を除く。）」を「、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校」に改め、同号ロ中「手続き」を「手続」に、「又は中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校」に改め、「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三十二条第一項及び第三十三条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第五十一条中「小学校」の下に「（第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校及び第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）」を加える。

第五十二条の次に次の三条を加える。

第五十二条の二　小学校（第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該小学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2　前項の規定により教育課程を編成する小学校（以下「中学校連携型小学校」という。）は、第七十四条の二第一項の規定により教育課程を編成する中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第五十二条の三　中学校連携型小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時数を標準とする。

第五十二条の四　中学校連携型小学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第五十五条から第五十六条の二までの規定中「第五十一条」の下に「（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」を加える。

第五十六条の三中「他の小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

第七十三条中「併設型中学校及び」を「併設型中学校、第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校、」に改め、「連携型中学校」の下に「及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校」を加える。

第七十四条の次に次の三条を加える。

第七十四条の二　中学校（併設型中学校、第七十五条第二項に規定する連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。）においては、小学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該小学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2　前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「小学校連携型中学校」という。）は、中学校連携型小学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第七十四条の三　小学校連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の三に定める授業時数を標準とする。

第七十四条の四　小学校連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十五条第一項中「併設型中学校」の下に「、小学校連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校」を加える。

第七十九条中「第五十一条」の下に「（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」を、「小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三」を、「第百七条」の下に「、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項」を、「小学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第一節　義務教育学校

第七十九条の二　義務教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、小学校設置基準の規定を準用する。

2　義務教育学校の後期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

第七十九条の三　義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条の四　義務教育学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、八学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第七十九条の五　次条第一項において準用する第五十条第一項に規定する義務教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時数を標準とする。

2　次条第二項において準用する第七十二条に規定する義務教育学校の後期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の三に定める授業時数を標準とする。

第七十九条の六　義務教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条、第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び第五十五条から第五十六条の三までの規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の六第一項又は第七十九条の五第一項において準用する第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する第